

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第8号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。)時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第17条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の額及び支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。)時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第17条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給する。</u></p> <p>4 <u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額及び支給に関し必要な事項は、人事委</u></p>

改正前	改正後
	員会規則で定める。

(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.6を乗じて得た額)を給料として支給する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、<u>平成28年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。))のうち、その職務の級が給与条例附則第9項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、50歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額)を給料として支給する。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略 2・3 略</p>	<p>(1)・(2) 略 2・3 略 4 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第1項の規定の適用については、同項中「額)」とあるのは、「額)から当該額に2分の1を乗じて得た額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円とする。)を減じた額」とする。 5 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第1項の規定の適用については、同項中「額)」とあるのは、「額)が1万円を超える場合に限り、その超える額」とする。 6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第1項の規定の適用については、同項中「額)」とあるのは、「額)が15,000円を超える場合に限り、その超える額」とする。</p>

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。